

青森県報

第四千四百四十八号

平成二十八年
五月十八日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課 社) …… 一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一

公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁 港 漁 場 整 備 課) …… 一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商 工 政 策 課) …… 三

右 同……………(同) …… 四

県営土地改良事業計画の決定……………(農 村 整 備 課) …… 四

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任……………(三 八 地 域 民 局) …… 五

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) …… 五

公営企業……………(同) …… 五

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病 院 理 課 局) …… 六

告

示

青森県告示第三百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社一 成	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サ ビスの種 類	名 称	住所 所在地	指 定 年 月 日
弘前市大字境 一四 字亥ノ宮五三 の				訪問看護	訪問看護事 業所円	弘前市大字三 寺字月見野五 一	平成 二六・五 一

青森県告示第三百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次
のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号
の規定により公示する。

平成二十八年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社一 成	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予防サ ビス事業者	介護予 防サ ビス の種 類	名 称	住所 所在地	指 定 年 月 日
弘前市大字境 一四 字亥ノ宮五三 の				訪問看護	訪問看護事 業所円	弘前市大字三 寺字月見野五 一	平成 二六・五 一

青森県告示第三百五十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十

八年四月二十八日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。
 なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、平内町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
 青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
 青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字向田八五番地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一條第一項第一号の規定による
 国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一〇四五八四・二六七
- の地点 Y座標 プラス二八九九・三二八
- の地点 X座標 プラス一〇四五四九・三二二
- の地点 Y座標 プラス二八五〇・四八三
- の地点 X座標 プラス一〇四五三四・七二七
- の地点 Y座標 プラス二八五五・八二七
- の地点 X座標 プラス一〇四五三三・八一九
- の地点 Y座標 プラス二八五三・三四八
- の地点 X座標 プラス一〇四五〇五・八二〇
- の地点 Y座標 プラス二八六三・六〇六

3 面積

二、七三四・六七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字向田八五番地先公有水面

2 区域

測量法第十一條第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からシの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とシの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一〇四五二〇・九〇七
- の地点 Y座標 プラス二八八三・二〇二
- の地点 X座標 プラス一〇四五二七・〇一一
- の地点 Y座標 プラス二八九一・一三〇
- の地点 X座標 プラス一〇四五二五・〇〇四
- の地点 Y座標 プラス二八九八・七二五
- の地点 X座標 プラス一〇四五三一・六二七
- の地点 Y座標 プラス二九〇七・八〇八
- の地点 X座標 プラス一〇四五三一・七七四
- の地点 Y座標 プラス二九〇七・六三三
- の地点 X座標 プラス一〇四五四〇・四八五
- の地点 Y座標 プラス二九一四・九四七
- の地点 X座標 プラス一〇四五四〇・八三七
- の地点 Y座標 プラス二九一五・一七四
- の地点 X座標 プラス一〇四五八四・二二二
- の地点 Y座標 プラス二八九九・二八二

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字向田八五番地先公有水面

2 区域

測量法第十一條第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からシの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とシの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 X座標 プラス一〇四六二四・九二七
- アの地点 Y座標 プラス二八七〇・二三〇
- イの地点 X座標 プラス一〇四五六六・二三八
- イの地点 Y座標 プラス二七八八・二二〇
- ウの地点 X座標 プラス一〇四四八五・三八五
- ウの地点 Y座標 プラス二八一七・八四三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 3 面積
 - 一〇、四二八・〇六平方メートル
- 四 埋立地の用途
 - 漁港施設用地

- エの地点 X座標 プラス一〇四五〇二・五八六
Y座標 プラス二八六四・七九一
- オの地点 X座標 プラス一〇四五〇四・九〇四
Y座標 プラス二八七一・二二〇
- カの地点 X座標 プラス一〇四五二五・〇〇四
Y座標 プラス二八九八・七一五
- キの地点 X座標 プラス一〇四五三一・六二七
Y座標 プラス二九〇七・八〇八
- クの地点 X座標 プラス一〇四五三一・七七四
Y座標 プラス二九〇七・六三三
- ケの地点 X座標 プラス一〇四五四〇・四八五
Y座標 プラス二九一四・九四七
- コの地点 X座標 プラス一〇四五四〇・八三七
Y座標 プラス二九一五・一七四
- サの地点 X座標 プラス一〇四五八四・二二二
Y座標 プラス二八九九・二八二
- シの地点 X座標 プラス一〇四五八四・二六七
Y座標 プラス二八九九・三二八

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
三沢堀口ショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
JA三井リース株式会社 東京都中央区銀座八丁目十三の 一 代表取締役 高橋則広	JA三井リース株式会社 東京都中央区銀座八丁目十三の 一 代表取締役 中山和夫	平成二八年四月二十七日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	

- 三 届出年月日
平成二十八年四月二十七日
- 四 届出書の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所
- 2 期間
平成二十八年五月十八日から同年九月十八日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

- 五 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十八年九月十八日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
 - (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハルル樹木

弘前市大字樹木五丁目七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スコレ

弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大 中 廣

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設に営業者の開設するに關する事項	株式会社サンデー 開店時刻 午後七時 閉店時刻 午後八時	株式会社サンデー 開店時刻 午後七時五十分 閉店時刻 午後八時五十分	平成二六・三・一〇
大規模小売店舗の営業の開始時刻	午後八時	午後八時五十分	
大規模小売店舗の営業の終了時刻	午後九時	午後九時五十分	
大規模小売店舗の営業の開始時刻	午後八時	午後八時五十分	
大規模小売店舗の営業の終了時刻	午後九時	午後九時五十分	

四 届出年月日

平成二十八年五月六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十八年五月十八日から同年九月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年九月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、太郎須田地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年五月十九日から同年六月十五日まで

三 縦覧の場所

横浜町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年五月十八日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

区役員の 氏 名	住 所	就任の年月日
理事 荒谷 光男	三戸郡南部町大字平字相前九	平成二六・三三

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年五月十八日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

区役員の 氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事 荒谷 光男	三戸郡南部町大字平字相前九	平成二六・三三

理事	島山 嘉昭	三戸郡田子町大字遠瀬字新田一〇	平成二六・四二就任
澤口 勝	字遠瀬六五		
千葉 博美	大字田子字清水頭二八		
原 正明	大字石亀字石亀五五の一		
木根 榮	字道地三		
千葉 和義	大字田子字清水頭五二		
村木 勉	大字相米字細野五の二		
七日市 登	大字田子字七日市七三		
大村 光義	字衣更六一		
市村 節男	大字茂市字茂市一四		
内條 都雄	字 一〇の一		
向井 邦雄	大字田子字向山二六		
佐野 隆男	字舞手五二の三		
日澤 守章	大字関字関一〇五		
戸川 勉	大字山口字嘉沢一六の三		
梅内 正光	字山口一		
立本 弘	大字田子字馬場二一の二		
白板 文雄	大字原字原五六		
佐藤 敬一	字飯豊七二		
釜淵 嘉内	大字田子字七日市三七		
大坊 和民	大字山口字八幡平六の六		
福田 信雄	大字原字飯豊九五		
島山 嘉昭	大字遠瀬字新田一〇		
澤口 勝	字遠瀬六五		
千葉 博美	大字田子字清水頭二八		
原 正明	大字石亀字石亀五五の一		
木根 榮	字道地三		
千葉 和義	大字田子字清水頭五二		
村木 勉	大字相米字細野五の二		
七日市 登	大字田子字七日市七三		
大村 光義	字衣更六一		
理事			平成二六・四二退任

公 営 企 業

市村節男	大字茂市茂市一四
内條都雄	〃 〃 二の一
向井邦雄	大字田子字向山二六
佐野隆男	〃 字舞手五二の三
日澤守章	大字関字関一〇五
戸川勉	大字山口字嘉沢一六の三
梅内正光	〃 字山口一
立本弘	大字田子字馬場二一の二
白板文雄	大字原字原五六
福田信雄	〃 字飯豊九五
釜淵嘉内	大字田子字七日市三七
大坊和民	大字山口字八幡平六の六
築田重蔵	大字石亀字道地一の一

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年五月十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
内視鏡システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法

- 一 一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年四月十三日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
みちのくりース株式会社
青森市橋本一丁目四の一〇
- 六 契約金額
平成二十八年度 年額千七百四十六万三千六百円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十八年三月二日

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭